

## 投信小委員会の設置等について（案）

取締役会（7月30日開催）の諮問（諮問事項；投信受益証券の振替制度実現に向けた対応等）に応じて、次のとおり「投信小委員会」を設置することとしてはどうか。

### 1．検討テーマ等

投信受益証券の振替制度の実現を目的に、実務処理及びシステム構築に必要となる要件を検討し、基本スキームの策定を行う。また、既発投信受益証券の制度移行に係る実務処理や手順等について検討を行う。

### 2．メンバー選定に当たりの考え方

機構参加者を中心に、投信実務に係る主要関係者から選出する。

委員は16名程度とする。

政策的課題及び既存実務との関係から、オブザーバー（金融庁、（社）投資信託協会、日本銀行、法務省）を置く。

### 3．メンバー会社

藍澤証券(株)、(株)大阪証券取引所、住友信託銀行(株)、大和証券(株)、大和証券投資信託委託(株)、(株)東京証券取引所、日興アセットマネジメント(株)、日興コーディアル証券(株)、日本証券金融(株)、日本証券業協会、野村證券(株)、野村アセットマネジメント(株)、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行、三菱信託銀行(株)、UFJ信託銀行(株)

（以上16社、五十音順）

以上

## 短期社債振替制度の実施に向けてのこれまでの検討経緯

- 平成 13 年 12 月 6 日 日本証券業協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」にて「CP の DVP 決済短期対応に関する論点整理メモ」を採択。
- 平成 13 年 12 月 20 日 保振新規業務検討委員会、「CP 実務検討ワーキング・グループ」を設置。平成 14 年 1 月 18 日に第 1 回を開催。
- 平成 14 年 3 月 1 日 第 7 回 CP 実務検討ワーキング・グループ、「短期社債振替制度の基本要綱」(草案)を取りまとめ。
- 平成 14 年 3 月 7 日 保振新規業務検討委員会、「短期社債振替制度の基本要綱」(案)を了承。
- 平成 14 年 3 月 13 日 理事会、「短期社債振替制度の基本要綱」(案)を承認。
- 平成 14 年 5 月 17 日 第 12 回 CP 実務検討ワーキング・グループ、「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」及び「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)を取りまとめ。
- 平成 14 年 5 月 29 日 保振新規業務検討委員会、「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)及び「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」を了承。
- 平成 14 年 6 月 6 日 理事会、「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)及び「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」を承認。同内容の事業を行うことについて株式会社証券保管振替機構の取締役会にて決議。
- 平成 14 年 6 月 17 日 株式会社証券保管振替機構、財団から事業の譲受。
- 平成 14 年 7 月 12 日 業務委員会にて CP 小委員会設置。
- 平成 14 年 8 月 21 日 「短期社債振替システム システム処理概要」及び「短期社債振替システム 入出力仕様」の開示。
- 平成 14 年 8 月 29 日 第 1 回 CP 小委員会開催、「短期社債振替制度に係る手数料(案)」を取りまとめ。(WG から通算すると 16 回目の開催)
- 平成 14 年 9 月 24 日 第 3 回業務委員会、「短期社債振替制度に係る手数料(案)」を了承。

手数料についての考え方(6/6 取締役会資料抜粋。CP 実務検討WGにおける議論を整理したメモ。)

- 商品分類別に収支均衡を図ることを原則とするが、新しい商品であり開始当初は収入が支出を下回ると想定されるため、5年程度での収支均衡を目指す。
- 収入面では、海外の手数料を参考とする。とりわけ、発行に係る新規記録手数料については、発行期間に応じた金額として、金利とのオールインコストの判断が可能となるよう設定することを原則とする。ただし、長めの発行期間の場合、現行より割高になる場合もあり手形CPから短期社債への早期移行を促進するために、当面の措置として、この点を勘案した手数料を検討する。
- 期間の短い発行や少額単位の発行・流通を勘案し、より低額な振替手数料を設定する。
- 短期社債の市場規模について初年度は、システムの安定稼働の見極めや制度参加者のシステム対応への準備期間などを考慮する。2年度以降は、前回WGにおける各委員の御意見を踏まえ、市場規模を上方修正するが、上記のとおりの手数料設定やシステムの安定稼働の確保に努めることなども、市場規模増大に寄与すると想定する。4年度、5年度は市場全体の拡大も想定する。
- 運営・管理コストについては、短期社債市場の拡大を優先することにより、単位コストの低減に努める。
- 今後のシステム変更に係る投資額や稼働後の定着度合い、市場の成長性を勘案し、3年程度経過した後に、手数料の見直しを検討する。

## 短期社債振替制度に係る手数料（案）

### ・制度参加

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
口座開設金及びシステム接続準備手数料	機構加入者	口座開設及びシステム接続開始に係る処理	口座開設時	定額	20万円/社 (追加1区分口座ごと5万円)	・口座開設時には社振法に定められている保有口、信託口、顧客口、質権口、質権信託口の5区分まで開設可能となる。 ・同じ区分口座を複数開設する場合は区分口座数が5以内でも、追加手数料が必要となる。
システム接続準備手数料	発行者 発行代理人・支払代理人	システム接続開始に係る処理	発行者の同意時 代理人に指定時	定額	5万円/社	・機構加入者又は発行者が代理人になる場合には、別途同手数料が必要となる。 ・代理人が複数の発行者の代理業務を行っても手数料5万円/社は変わらない。
端末接続料	機構加入者・発行者	継続的な端末接続によるシステム資源利用	(月1回)	1 接続回線ごと 定額	1接続回線につき1万円/月	・端末を複数台設置していても接続回線が1つであれば1万円/月となる。
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関	間接口座管理機関に対しての管理	(年1回)	定額	1万円/年	・間接口座管理機関に口座を開設している口座管理機関についても同様の課金を行う。

### ・振替業務

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
新規記録手数料	発行者	発行から償還までの発行残高管理	新規記録時	残高・発行期間 に対して定率	引受額 × 0.19 bps (年率)、但し、当面はキャップ制併用 (引受1件当たり4,000円)	・市場規模の推移等を勘案のうえ、手数料体系を見直す。 ・引受が複数の機構加入者又は区分口座に分かれる場合、それぞれの引受額に対して手数料を算出し、4千円を超えた場合はそれぞれにキャップを適用する。
ISINコード設定料	発行者	ISINコードの設定	設定時	定額	25円/銘柄	・設定後に発行の取消や訂正があった場合でも課金する。
銘柄情報公示手数料	発行者	銘柄内容の公示	新規記録時	新規記録ごとに 定額	30円/銘柄	・社振法第87条
振替手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	振替口座簿の記録内容の異動処理(一括償還処理を含む)	発行・振替・抹消に伴う振替口座簿の記録内容の異動時	記録内容の異動ごとに定額	DVP 渡方 100円/件 受方 100円/件 FOP 渡方 50円/件 受方 50円/件	・同一口座管理機関内の口座間の振替であっても同額とする。
買入消却手数料	抹消(買入消却)申請者	買入消却による振替口座簿残高の減額処理	買入消却による抹消時	減額記録ごとに 定額	50円/件	・最終的に残高を保有していた者に課金する。
口座残高管理手数料	機構加入者	保有期間中の振替口座簿の管理	日々の振替口座簿の残高確認時	日々の振替口座簿残高に対して定率	口座残高 × 0.065 bps (年率)	・口座残高は月中の毎営業日の口座残高の平均値をいう。

・その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
振替口座簿記録証明書交付手数料	機構加入者・利害関係者	振替口座簿記録証明書の作成・交付	交付時	1通につき定額	1通につき10枚まで500円(10枚を超えるものについて、10円/枚)	・社振法第128条 ・1通とは交付申請1回当りを指す。
情報照会料	発行者・機構加入者	照会情報(口座処理明細画面、銘柄情報一覧画面)の作成・処理	照会時	照会ごとに定額	100円/件	・口座残高画面、各種明細画面等の通常業務に関する照会は除く ・発行者はのみ照会可能。
ダウンロード手数料	発行者・機構加入者	データ(口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データのダウンロード処理)	ダウンロード時	ダウンロードごとに定額	100円/件	・日々の残高確認処理などのダウンロードを除く ・についてはダウンロードデータをそのまま帳票印字することが可能。 ・発行者はのみダウンロード可能。
FAX送信手数料	発行者・機構加入者	FAX送信処理(情報作成)(申請の進捗が遅れている場合等にFAXを送信することによってその旨知らせるオプションのサービス)	(月1回)	定額	1,000円/月 (別途通信料を実費請求)	

・エラー処理

手数料項目	徴収対象者	内容	徴収基準時	課金方法	手数料	備考
訂正・取消手数料	発行・償還(発行者・機構加入者)、流通(渡方・受方機構加入者)	発行口、振替口、償還口の記録内容の訂正・取消処理	訂正・取消時	訂正・取消ごとに定額	DVP 渡方 100円/件 受方 100円/件 FOP 発行口 渡方 100円/件 償還口 渡方 100円/件	
DVP決済エラー処理手数料	発行・流通(受方機構加入者)、償還(発行者)	DVP決済を行う過程において、日銀からの資金振替済通知と発行口等の内容が不一致となった場合、かつ渡方の承認により非DVP決済を行った場合の処理	渡方の承認による非DVP決済時(発行口、振替口又は償還口のロック解除)	エラー処理ごとに定額	受方 300円/件	・システム障害のため同様の処理を行った場合は除く ・渡方には課金しない。
決済未了処理手数料	発行・流通(受方機構加入者)、償還(発行者)	決済未了時の処理	決済未了処理時	エラー処理ごとに定額	DVP 受方 200円/件 FOP 発行 渡方 50円/件 受方 50円/件 償還 渡方 50円/件 受方 50円/件	

注.発行代理人、支払代理人について別途記載のない場合、発行者に発行代理人、支払代理人を含む。

## 今後の主な予定

平成 14 年

9月 27 日

取締役会に手数料案を付議

10 月上旬

説明会の開催

発行者(発行・支払代理人等を含む)向け(10/9、11、16)

参加者向け(10/2、7、11)

11 月下旬

取締役会に振替機関の指定の申請(業務規程を含む)を付議 主務大臣への申請

11 月下旬

端末接続確認テスト及び総合テストの案内

12 月～(1 月中旬)

テスト参加等の各種手続きの受付

平成 15 年

1 月上旬

振替機関の指定

1 月

端末接続確認テスト

2 月～3 月

総合テスト

15 年 3 月末までに実施の予定

## 各小委員会における検討状況について

## 1. 既存業務小委員会

小委員会を計3回(7月30日、8月28日、9月20日)開催。

第1回は、「預託推進と証券決済業務の効率化等に向けた実務上の検討課題」に掲げられた事項を中心に、小委員会における審議事項について整理を行い、併せて今後の審議日程等について検討を行った。

第2回の審議状況は、次のとおりである。

株券失効制度の導入に伴う株券預託等の取扱処理要綱(案)について

株券失効制度の導入に伴い、預託不適格株券の早期発見の必要性から名義書換請求の早期化を図ることや、預託不適格株券の交付防止のため、交付株券に原則として機構名義株券を充当することなどについて検討を行った。また、併せて、当機構が喪失登録株券情報を照会可能とするためのシステムを構築する旨の報告を行った。

新たな破綻会社株券の取扱処理要綱(案)について

経営破綻等により上場廃止等となり機構から返還された株券に関し、各参加者に生じている管理に要する事務負担を軽減させるため、100%減資により株主権が喪失した株券については、一定の期間内に顧客等からの返還請求がない場合には、当該株券を預託参加者に返還しないこととする取扱いについて検討を行った。

株主権の空白期間の解消に係る法的対応の要請及び実務的対応について

本人名義株券を預託した場合、機構名義に書き換えてから実質株主通知を行うまでの間、預託した株主は株主名簿・実質株主名簿の双方に記載されず株主権が行使できないという問題について、主務官庁に關係法令の改正を要請していくとともに、期末日の前営業日に預託が行われ、預託残高が確定する期末日の正午以降に機構名義への書換請求が行われる限りにおいては株主権の空白期間が生じないとの法務省の見解やその際の実務対応について報告を行った。また、参加者及び発行会社宛てに通知を行い、関係者へ当該実務対応について周知を図った。

外国人等名義書換制限銘柄の問題に関する検討会の設置について

外国人等名義書換制限銘柄の問題については、根本的な解決のためには關係法令の改正が必要であり、十分な議論を要するものと考えられる一方で、対象となる発行会社が一部に限定されるなど関係者がある程度限定された問題であるため、カストディアンや名義書換代理人等の関係者による検討会を当小委員会の下に設け、当該検討結果を小委員会に報告することとした。第一回の検討会は9月9日に開催し、現行法制度下において実現可能な実務対応案や法改正案について検討を行った。

第3回の審議状況は、次のとおりである。

単元未満株式買増制度の実務処理について

単元未満株式の買増制度導入に伴い、保管振替制度における機構・顧客・参加者及び発行会社（名義書換代理人）間の実務処理について検討を行った。

株主名簿から実質株主名簿への名義記載の移管について

当該審議事項の根本的な解決には法改正が必要であるため、関係省庁に法改正の要請を行っていくとともに、現行法制下における実務上の対応策として、株主名簿上の未満株式と実質株主名簿上の未満株式を合算して1単元となる場合、前者に対する買取請求と後者に対する買増請求を同時に行わせることにより保管振替制度内で1単元とする取扱い等について検討を行った。

合併、株式移転又は会社分割に係る登記と決済実務の安定性の確保について

と同様、根本的な解決には法改正が必要であるため、関係省庁に法改正の要請を行っていくとともに、合併期日等に先立ち事前に登記手続を行うことが可能かどうか等について検討を行った。

株券喪失登録情報等照会システムについて

当該システムの構築については、日本証券業協会、信託協会及び当機構との間で検討を行っているが、そのシステム処理概要や構築に伴う概算費用及び収支見込みについて報告を行った。

## 2. 一般振替DVP小委員会

小委員会を計2回（7月30日、9月3日）開催。

制度要綱をより具体化するための今後の進め方、検討体制等について紹介を行った。また、制度として用意すべき流動性総額の仕組み、参加者にとって具体的なコストである参加者基金の按分方法等に関する理解を参加者間に深めることを目的とし、保振機構独自のシミュレーションに基づく参加者基金所要額に係る試算を一つの参考情報との位置付けで提示した。更に、これまで一般振替DVPに係る市場慣行等の検討を行ってきた各種検討会（信託・証券決済実務検討会、非居住者取引検討会等）での検討結果として、保振機構に対して寄せられた制度面及びシステム面における要望事項等を紹介するとともに、それらに対するシステム対応について議論を行った。

次回以降の会合においては、今後のシステム開発着手へ向けて、システム関係のドキュメント（接続仕様書等）の保振機構案の提示等を行う予定である。

### 3. CP小委員会

8月29日に小委員会を開催し、短期社債振替制度に係る手数料(案)について検討を行った。  
今後は、業務処理の詳細について必要があれば、適宜小委員会を開催することとしている。

### 4. 決済照合(国内取引)小委員会

7月19日に決済照合システム第3フェーズの実施及び利用料金(案)について小委員会を開催した。当該議案については、その後、業務委員会に付議(書面開催)した上で、取締役会に諮り、了承を得ている。

現在は、第3フェーズの実施に向けて、準備を進めているところである。

### 5. 一般債小委員会

小委員会を計7回(7月22日、8月6日、8月23日、8月30日、9月6日、9月13日、9月20日)開催した。

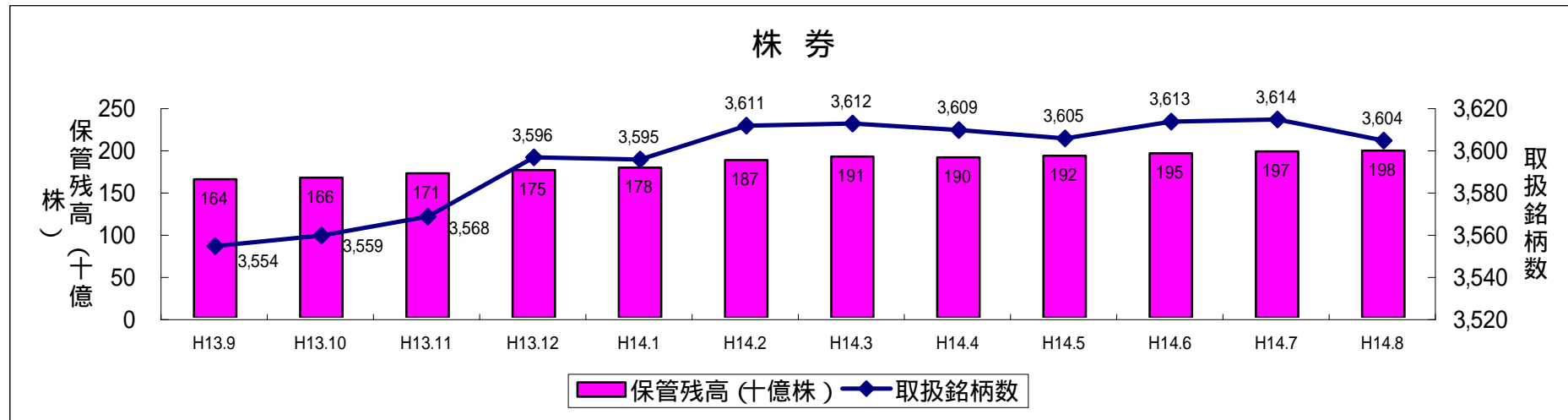
小委員会での検討項目を確認した後、まずは制度要綱検討のための前提事項として、取扱対象社債の商品性及びDVPの実現方法について、それぞれ隔週ペースで検討を行っている。

取扱対象社債については、アンケート調査を経て多様な一般債の商品性を洗い出したうえで、これらの効率的な取扱いを可能とするため、銘柄取扱要件等の具体的な検討を行っている。

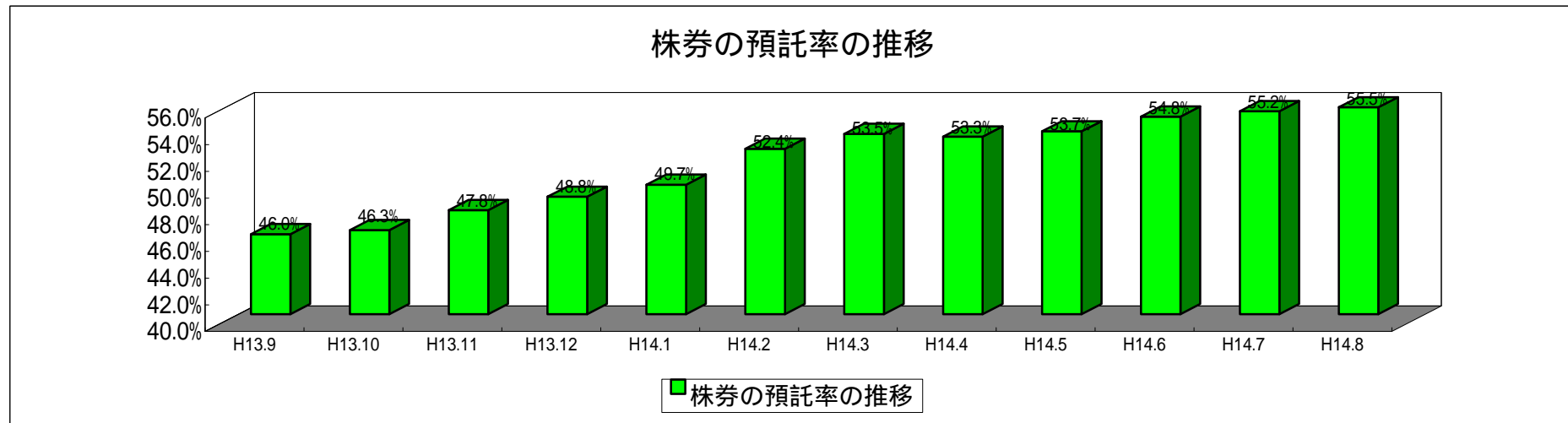
一方、DVPの実現方法についても、アンケート調査により参加者ニーズを確認した後、グロスグロス型、グロスネット型及びその組み合わせなど考え得る選択肢について、参加者事務負担、日中流動性、資金のアベイラビリティ等の観点から比較検討を行っている。

以上

# 業務状況の報告（平成14年8月）

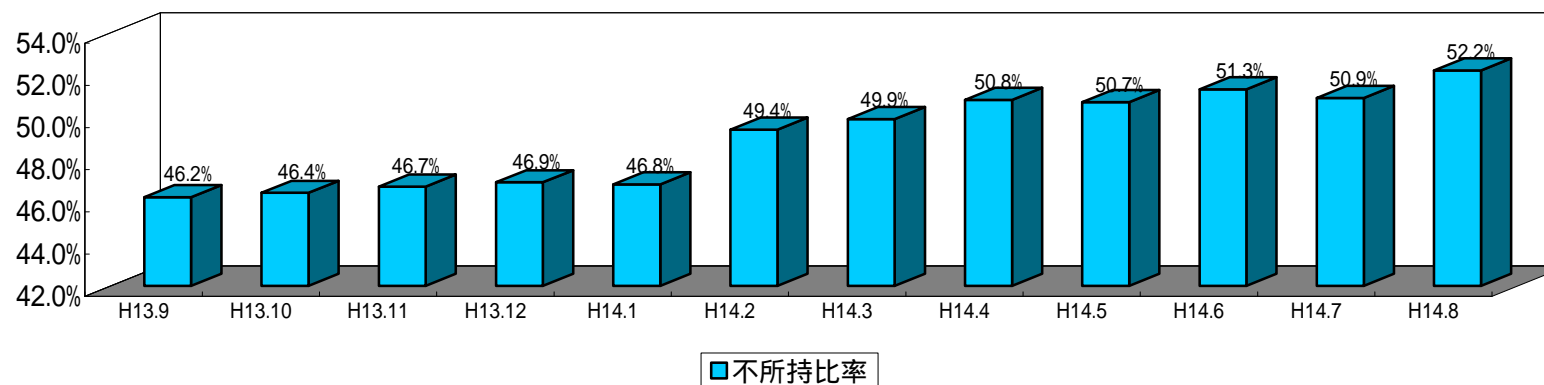


- ・ 保管残高・取扱銘柄数とも微増基調にあり、8月の預託は35億株（前月比46%増）、交付は25億株（前月比208%増）となり、保管残高は前月比で10億株の増加となった。
- ・ 長谷工、住友建等の株式併合による株券提供分が15億株あり、交付として取り扱っている。



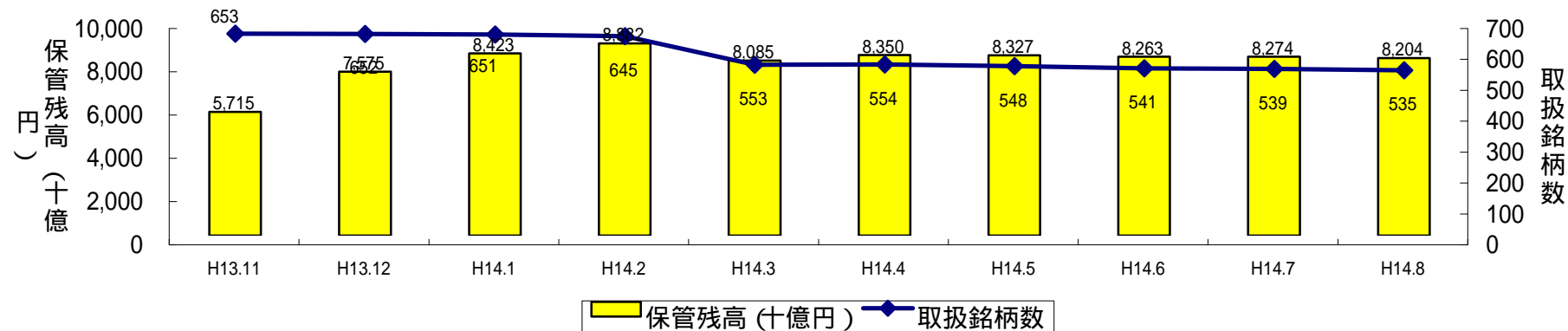
- ・ 預託率とは、機構取扱株券の発行済株式数に占める機構に預託されている株券の割合である。
- ・ 8月末の預託率は55.5%であり、昨年同時期に比して10.3%増加している。

## 株券の不所持比率の推移



・不所持比率とは、機構に預託されている株券のうち、不所持の申出を行った株券の割合である。

## 新株予約権付社債券(転換社債券)



・国内発行が低迷している中で償還が続いているため、保管残高の減少が続いており、8月の預託は113億円(前月比89%減)、交付(償還を含む。)は807億円(前月比11%減)となり、保管残高は前月比で694億円の減少となった。

・8月の償還は、長谷工60億円、平和堂130億円、日本航空171億円及びビズミ40億円の計401億円である。